

給与にかかる所得税の計算

例をあげてサラリーマンにかかる所得税の計算を大まかに説明しましょう。

<例>サラリーマンAさんの家族は妻（専業主婦）と長男（20歳）と長女（17歳）と次女（12歳）です。2024年の給与収入は700万円（給与所得控除180万円）、源泉徴収税額は23万9,025円とします。

①給与所得の計算

給与等の収入（700万円）－給与所得控除額（収入に応じて認められるみなし必要経費・180万円）＝給与所得（520万円）

※給与所得控除： [P.56](#)

②税金がかからない金額（所得控除額）

Aさんに適用される所得控除の内訳は次の表のとおりです。

項目	金額
社会保険料控除	99万100円（※1）
生命保険料控除	5万6,900円（※1）
地震保険料控除	3,000円（※1）
配偶者控除	38万円（妻分）
扶養控除	101万円（長男分63万円＋長女分38万円）（※2）（※3）
基礎控除	48万円
所得控除 合計	292万円

※1 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除は各人の状況により金額が異なります [P.18](#)。

※2 長男（20歳）は、控除額の加算が受けられる特定扶養親族に該当します [P.84](#)。

※3 次女（12歳）は、扶養控除の対象とはなりません [P.84](#)。

③税金がかかる金額

総所得金額（総合課税の対象となる金額・520万円）－所得控除額（292万円）
＝課税総所得金額（228万円）

④税額の計算

所得税額＝課税総所得金額 (228万円) × 10% (所得税累進税率) − 所得税速算表の控除額 (97,500円) = 130,500円
復興特別所得税額＝所得税額 (130,500円) × 2.1% (税率) = 2,740円
税負担額＝所得税額 (130,500円) + 復興特別所得税額 (2,740円)
= 133,240円

※所得税速算表 **P.20**

総合課税の対象となる金額には、所得税累進税率 (Aさんのケースでは10%) が適用され、算出される所得税額は13万500円となります。さらに所得税額に対して2.1%の復興特別所得税2,740円が課されるため、負担すべき税額は13万3,240円となります。ただし、給与から負担すべき税額を上回る源泉徴収税額23万9,025円が天引き (前払い) されていますので、年末調整により10万5,785円 (23万9,025円 − 13万3,240円) が還付されます。

給与所得

POINT

- ① サラリーマン（給与所得者）は、1年間の給与等の金額が2,000万円以下で、その他の所得が20万円以下ならば、原則として確定申告する必要はありません。
- ② 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して計算します。

1 給与所得

給与所得とは、給料・賃金・賞与等およびこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。給与所得の金額は、その年中に支払いを受けた給与等の収入金額（源泉徴収される前の金額）から、2の給与所得控除額を控除して計算します。

2 給与所得控除額

給与所得控除額は、給与等の収入金額（源泉所得税控除前）に基づいて次のように計算します。

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額		給与所得控除額
55万円以下		全額
55万円超	162.5万円以下	55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により、給与所得の金額を計算します。（速算表とは金額のずれが生じます。）

3 所得金額調整控除

2018年度税制改正による、給与所得控除額などの引き下げに伴い、次の場合に該当するときは、負担増にならないよう調整されます。

①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入金額が850万円を超える場合であっても、所得金額調整控除により、給与所得控除額の上限の見直しによる負担増が生じないように調整されます。

所得金額調整控除は給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、下記(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者に適用され、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除します。

$$\{\text{給与等の収入金額 (上限1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

(イ)特別障害者

(ロ)23歳未満の扶養親族を有するもの

(ハ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

②給与収入以外に公的年金等収入がある場合

給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引き下げられるため、基礎控除額の10万円の引き上げと、所得金額調整控除により、負担増が生じないように調整されます。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除します。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限10万円)} - 10\text{万円}$$

4 特定支出控除

給与所得者が職務に関連する一定の支出（特定支出）をし、その年の特定支出の合計額が下表における「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超える場合には、確定申告をすることにより、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引いて計算することができます。

①特定支出の範囲

次に掲げる支出のうち一定のもの

- ・通勤費
- ・転居費（転勤に伴う転居のための支出）
- ・研修費（職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的とした研修のための支出）
- ・資格取得費（職務に直接必要な資格を取得するための支出）
- ・帰宅旅費（単身赴任に伴う勤務地・居所と自宅との間の移動のための支出）
- ・勤務必要経費（職務に必要な図書費・衣服費・交際費等のうち、給与所得者の特定支出控除に関する証明書のあるもので、年65万円が限度）
- ・職務上の旅費（勤務地を離れて職務を遂行するための支出）

②特定支出控除額の適用判定の基準となる金額

その年中の給与等の収入金額	特定支出控除額の適用判定の基準となる金額
一律	その年中の給与所得控除額× 1/2

ケーススタディ

源泉徴収票と所得税計算

給与等の収入金額(年収) 給与所得の額 所得控除の合計

令和XX年分 給与所得の源泉徴収票

東京都新宿区～ トウキョウ ダイスケ 東京 大助

給料・賞与 7 000 000 5 200 000 2 920 000 133 200

年税額(所得税および復興特別所得税)

控除対象扶養親族の数(このケースは特定扶養親族1人と一般扶養親族1人)

所得控除の内訳

住宅ローン控除 地震保険料控除 生命保険料控除 社会保険料控除

380 000 1 1 1

990 100 56 900 3 000

36,000 27,800

トウキョウ ヨウコ 東京 洋子

トウキョウ ケンタ 東京 健太

トウキョウ ハナコ 東京 花子

トウキョウ トモコ 東京 友子

昭和 42 2 3

東京都新宿区〇〇1-1-1

〇〇株式会社

源泉徴収票の記載から所得税を計算すると次のとおりになります。

1 給与所得の計算

給与所得は、年間の給与等の収入金額700万円から給与所得控除額180万円(700万円×10%+110万円)を控除した520万円です。

給与等の収入金額		給与所得控除額
660 万円超	850 万円以下	収入金額×10%+110 万円

※給与所得控除については **P.56**

2 課税所得の計算

課税所得は、給与所得520万円から所得控除額292万円を控除した228万円です。

なお、所得控除額は①～⑥の金額の合計額292万円です。

- ①配偶者控除(妻・洋子の合計所得金額は48万円以下) 38万円
- ②扶養控除(長男・健太は20歳であり、特定扶養親族に該当)
(長男63万円+長女38万円) 101万円
- ③社会保険料控除(給与から差し引かれた社会保険料) 99万100円
- ④生命保険料控除(2011年12月31日以前に締結した生命保険契約で年間の保険料支払いが3万6,000円、個人年金契約で年間の保険料支払いが2万7,800円) 5万6,900円
- ⑤地震保険料控除(地震等損害保険契約による年間保険料支払額が3,000円) 3,000円
- ⑥基礎控除 48万円

3 算出税額(源泉徴収税額)

次の速算表により計算すると算出税額(源泉徴収税額)は13万3,200円(228万円×10.21%−99,548円(百円未満切捨))です。

課税される所得金額		所得税税率(復興特別所得税を含む)	控除額
195 万円超	330 万円以下	10.21%	99,548 円

※所得税速算表 **P.20**

年末調整

POINT

1年間の給与等の金額が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されますので、原則として確定申告をする必要がありません。

1 年末調整

給与等の支払者(会社または事業主)は、毎月の給与・賞与の支払いのつど定められた金額を源泉徴収します。そして、年末にその年の給与収入、扶養親族等の異動の状況、生命保険料控除などに基づいて所得税額および復興特別所得税額を計算し、通常12月分の給与支払いの際に、源泉徴収した年間合計額との差額を精算(年末調整)して納税を完了させます。したがって、年末調整を受けた給与所得者は、確定申告をする必要はありません(住民税については、給与以外の他の所得がある場合、確定申告が必要です)。

ただし、その年の給与等の金額が2,000万円を超える場合などは、年末調整の対象外とされていますので、確定申告をしなければなりません。

なお、年末調整を受けた人でも次の①～③などに該当する場合は確定申告をしなければなりません。

①雑損控除・医療費控除・寄附金控除を適用する場合

年末調整において、雑損控除・医療費控除・寄附金控除の3つの所得控除は適用できませんので、確定申告をしなければなりません。

②住宅ローン控除の適用を受けようとする最初の年

住宅ローン控除の適用を受けようとする最初の年は確定申告をしなければなりません。適用を受けた年の翌年以後については、原則として確定申告をする必要はなく、年末調整により住宅ローン控除を受けることができます。

③給与所得および退職所得以外で一定の金額を超える所得がある場合

1ヶ所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額(源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除きます)が20万円を超える場合は確定申告をしなければなりません。なお、2ヶ所以上から給与等の支払いを受けている人については、年末調整を受けていない従たる給与等の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合は確定申告をしなければなりません。

確定申告が必要なサラリーマン

POINT

1年間の給与等の金額が2,000万円を超える人、その他一定の要件に当てはまる人は、サラリーマンであっても確定申告をする必要があります。

1 確定申告義務のあるサラリーマン

下記①～④などに該当する人は確定申告をしなければなりません。

- ①1年間に支払いを受ける給与等の金額が2,000万円を超える人（年末調整を行うことができません）
- ②1ヶ所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額（源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除く）が20万円を超える人
- ③2ヶ所以上から給与等の支払いを受けている人で、年末調整を受けていない従たる給与等の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額（源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除きます）が20万円を超える人
- ④同族会社の役員等で、その同族会社から給与等のほかに事業資金を貸付けて利子の支払いを受けている、または不動産等をその同族会社に貸付けて賃貸料などの支払いを受けている人

2 確定申告書の提出

確定申告をする場合は、確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。申告書は、郵便や民間事業者による信書便による送付、または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。また、電子申告（e-Tax）を利用すれば自宅や会計事務所からインターネットを利用して提出（送信）することもできます。

3 申告期限

所得税の計算期間の年分の翌年2月16日から3月15日までに、確定申告書を提出しなければなりません。

なお、還付申告書（源泉徴収税額の還付、予定納税の還付）は、その計算期間の年分の翌年1月1日から提出することができます。

確定申告すれば還付を受けられるサラリーマン

POINT

年の途中で退職し、その後働いていないサラリーマン等は、確定申告をすることにより、所得税および復興特別所得税の還付を受けることができます。

1 確定申告すれば還付を受けられるサラリーマン

給与所得者で次に該当する場合、確定申告により納めすぎた所得税および復興特別所得税について還付を受けることができます。

①年の途中で退職し、その後働いていない場合

給与支給時に1年間働くことを前提として所得税および復興特別所得税が源泉徴収されているため、年の途中で退職した場合には源泉所得税額が過大となります。

②雑損控除・医療費控除・寄附金控除の適用を受ける場合**③住宅ローン控除の適用を受ける最初の年の場合（翌年以降は年末調整で控除が受けられます。）****④その年の12月31日までに控除対象配偶者や扶養親族が増えた場合****⑤特定支出控除の適用を受ける場合**

※特定支出控除 **P.58**

2 確定申告書

税金の還付を受ける場合、還付を受けるための申告書を住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

3 申告期限

還付を受けるための確定申告書の提出期限は決まっていますが、所得税の計算期間となった年分の翌年1月1日から5年以内 (例：2019年分は2024年12月31日まで) に申告書を提出する必要があります。5年を過ぎると還付請求権は時効により消滅し、税金の還付を受けることができません。